平成 26 年第 4 回定例会 本会議 一般質問、議案の付託等 11 月 28 日 今年 2 月の大雪では、2 月 7 日夜半から、そして 1 4 日夜半からの両日に渡っての大雪となりました。

特に14日の積雪は、東京都心で27センチが観測され、道路や鉄道などの交通機関にも大きな影響を与えるものでした。

こうした中、板橋区内におきましても、近隣の区民の皆さまが力を合わせて 除雪に取り組んでいるいる姿に、感謝し頼もしく思いました。自治力という のは、こうゆうところから発展していくのでしょう。

一方、区においいても、積雪後、早朝から土木部の職員や委託会社が中心と なって除雪作業や融雪作業をおこなっておりました。小茂根福祉園周りには 融雪剤がまかれておりました。

こうした公民合わせた努力によって、この何十年に一度という豪雪であった にもかかわらず、大きな事故はなかったときいております。改めて区長をは じめ地域のみなさん、委託企業の皆さんの労を労いたいとおもいます。

さて、昨年の積雪が異常気象の影響であるとの所見も見聞きするわけですが、 もしそうだとすると、この冬を含めて、今後も大きな雪害が想定されること になります。

そこで伺います、本年の2つの豪雪における区の対応の概要を教えてください。また、その対応は、どのようなマニアルで実施しているのかお聞きいたします。

次に木部以外の質問です。先ほど申し上げたように、各地域では、私道も含めて地先の方々が一生懸命、マンションや家の前の除雪に取り組んでいらしゃいました。

これは、たまたま休日にあたったこいうこともあると思いますが、一方で、 区の施設については、都知事選挙の投票所以外ではみられませんでした。地 域の方々に地先の除雪をおねがいする以上、区も、施設の地先の除雪を行う べきではないでしょうか、

区内には地域センターや学校など区の管理する施設が数多くあります。土木 部ばかりに任せるのでなく、こうした施設の職員が出勤して除雪にあたるべ きではないかとかんがえますがいかがでしょうか?

2 子供たちの未来のために

フリースクールは義務教育違反にはならないのですか?と質問される事があります。

義務教育の義務は、子どもにとっての義務ではありません。子どもが持っているのは「教育を受ける権利」です。それを行政と親が保障する義務を指すのです。行政は学校設置義務、親は就学の義務を持っています。子どもが不登校している場合、親は学校に行く条件(手続き)などを整えているのに、子ども自身が何らかの事情で行けない、行かないというわけですから、親についても義務に違反しているのではありません。

東京シューレは、不登校を経験している子どもを中心に、子ども・若者の学びや成長を「フリースクール」「新しいタイプの私立中学校」「ホームエデュケーション」「親・保護者への活動」といった多様な事業を通して、総合的に支援しています。東京シューレは学校外の子どもの居場所"フリー スクール"です。 「自由」、「自治」、「個の尊重」(違いを認め合うこと)、そして「安心して 過ごせる居場所であること」を大切に考え、現在は東京都北区、新宿区、千葉県柏市でフリースクールを開設しています。今までにここを巣

立った方は、延べ3000人だそうです。

また、フリースクールの他にも家庭を中心として育つ子どもとその家族の支援のためのネットワーク「ホームシューレ」や、18歳以上の若者たちの表現と探求の場「シューレ大学」などの様々な活動を行なっています。

ここでは、内申書や受業時間もカウントされ卒業証書頂く事ができます。

そこで伺います。板橋区にあるフレンドセンター、何かの都合で学校に行けないお子さん、通えないお子さんを受け入れています、先生も校長先生経験のある板橋でも一流の先生が教えています。フレンドセンター(フリースクール)に通っている子供の進学就職について伺います。

今のままでは、中学校の卒業証書は頂けますが、内申書については、在籍学校が受け持つことになるので、フレンドセンターと連絡をとって内申書の作成ができるようにできないでしょうか。

②こども動物公園のポニーについて、

乗馬を通して、基礎的な体力を養いながら思いやりや優しい心を育むこと、 さらには動物の知識を深め、動物愛護の心を育てることを目的にしています。 仲間と一緒にポニーの世話や互いの練習の補助をしあうことで、子ども達の 協調性・積極性が生まれ、小学校低学年から中学生まで様々な年齢の子ども 達が協働することで、最近ではあまりみられない異年齢交流が自然に生まれ ています。

また、教室での団体行動は、責任感や自立心を養い、次世代のリーダーとしての能力を身につけるトレーニングにもなっています。

社会参画のためのスキルアップにもなると、ここを利用した親子は絶賛していました。

温かみのある動物とのふれあい体験の提供、地域の活性化と社会貢献活動、 子ども達の情操教育のためにも各学校でもっともっと活用していただきたい がいかがでしょうか?

3 板橋安心キーホルダーについて

外出先で高齢者が急病で倒れたり、認知症で道に迷ったりした時、どう対処すればいいか。大田区は、この問題にキーホルダーを活用したシステムで対応し、成果を上げている。登録した連絡先などの情報がキーホルダーを通じて掌握でき、対応がスムーズに行える。高齢者が安心して外出できる仕組みとして広がっているそうです。

一例をあげますと、ある朝、認知症の男性(80)が、同居の妻が気付かないうちに外出した。その後、車の多い道路の真ん中を歩いているところを住民が発見し、保護された。男性は、住所や名前を聞かれてもこたえられなかった。しかし、持っていた杖につけられていたキーホルダーには、「身元が分からないとき、下記に連絡を」というメセージと、地域包括支援センターの電話番号があった。このため男性を保護した住民がセンターに連絡。センターが妻に知らせて、男性は無事に帰宅することができた。男性はこれまで徘徊をしたことはなかった。男性を救ったのは、「おおた高齢者見守りネットワーク」のキーホルダー登録事業。外出時の安心を支える取り組みとして、区内で2万人が利用しているそうです。

まず、希望する高齢者が氏名や住所、かかりつけ医などの情報を地域包括支

援センターに登録する。その後、センターの電話番号と登録番号が記入されたキーホルダーが渡される。外出先で倒れても、キーホルダーを持っていれば救急隊や保護した人がセンターに連絡がとれる。

「徘徊する方の服に連絡先を書くのは、個人の尊厳を考えるとためらわれる。 キーホルダーなら個人情報が書かれていないため悪用されず、家族も安心で きる」

この事業のきっかけは、「外出先でたおれて搬送された高齢者の情報が得られず困る」という病院関係者の話だったそうです。2万人の登録者の9割は要介護認定を受けていない高齢者で、キーホルダーを持てば安心して外出できるので、閉じこもり防止になる」そこでお伺いします

① 昨年本区の、高齢者人口(65歳以上)は 106,565人から 117,862人となり、11,297人増加しています。この割合は今後とも増加が見込まれます。特に75歳以上の後期高齢者数は、47,532人から55,672人と8,140人増加し、高齢者における割合も44.6%から47.2%へと増加しています。この方々が元気で自由に安心して外出できる高齢者に同様の安心キーホルダーをお願いしたいがいかがでしょうか?

② 要介護認定を受けていない高齢者でも手続き申請すれば同様な安心キーホルダーを持てるようにしたらいかがでしょうか?またおとしより保健福祉センターとの対応についてお示しください。

4 障がい者差別をなくす区の条例について

昨年、わが国では、障がい者差別解消法が制定され、障がい者権利条約も国会で承認されました。権利条約は、今年の2月から効力が生じることになり、これからは、この条約を地域のすみずみに広げ、障がい者が差別されない「まちづくり」を進めていくことが求められます。

障がい者権利条約を国連で策定するときのスローガンは「Nothing about us, without us!」わたしたち抜きで、わたしたちのことをきめるな!であります。 どこの地域でも、差別をなくしたい、誰もが住みやすい地域にしたいと切実 に願っているとおもいます。全国でこれまでに障がい者差別禁止条例制定された地域は約16件で、道、県、府、市で制定されています。

① 京都府の条例づくりについて、障がい者権利条約の批准と完全実施を目指

す京都実行委員会の松波めぐみさんの体験によりますと、障がい者差別をなくすための地方条例をつくる動きは、2006年の千葉県を皮切りに、各地に展開されました。これまでに制定プロセスは、自治体主導型、議員提案型など違いがあります。京都の場合自治体が検討会議を設置し委員の半数が障がい当事者と家族であり、精神保健福祉推進家族連合会の方、精神障害をもつ当事者の方、精神保健福祉士の方などが活躍しました。パブリックコメントを募集し、条例案が議会に出され、可決され成立しました。条例作り運動のプロセスは、2009年1月に京都実行委員会が結成。以来隔月で例会を開催した。様々な障がい種別も性格も異なる諸団体がゆるやかにつながることを大切にしたそうです。

2010年 3月 条例制定の要望書を提出。

2010年11月「差別事例」の募集を行う。

2012年 1月「検討会議」を設置。委員33人半数は、障がい者団体関係2013年 9月「検討会議」13回まで「検討部会」16回まで。

2013年10月 京都府が「骨子案」を発表しパブリックコメント募集。 2014年 3月 府議会本会議で条例採択。 ここでの成果は「女性障がい者」の問題が条例に盛り込まれたこと。

しばしば「条例ができたって、差別がなくなる訳ではない」と言われます。

その通りです。しかし何が、「差別」にあたるのか、その「ものさし」がなっかた日本社会で「ものさし」を明らかにし、当事者が声をあげやすくす

ること、問題解決のしくみをつくることの意義は大きく、啓発にもなる。

条例は2015年4月から施工されます。相談窓口がどれくらい機能するか。

条例ができたことがどれくらい当事者や関係者に周知されたか?さまざま不 安があるそうです。条例の実施を見守り、必要な意見を述べ、人権擁護が進 むことを心から願っています。また、

さいたま市ノーマライゼーション条例ができるまでの取り組みとその意義について、立教大学コミニュテイ福祉学部 平野方紹(マサアキ)氏が次のように紹介されています。地方自治体の、貧困をはじめとする福祉問題への対応を模索する実践的なアプローチを軸とした障がい者条例は、この住民自治をどうやって推進するかを自治体に問いかけているのだ。

板橋区も各種障がい者団体や家族会、精神障がい者やその家族会、ドクター や精神保健福祉士の活躍はすばらしい実績と歴史があります。これをもとに 障がい者差別をなくす区の条例制定のため様々な障がい種別も性格も異なる 諸団体がゆるやかにつながることを大切に、板橋区主導型で検討会議の設置 を提案いたしますがいかがでしょうか?

- 5精神障がいを取り巻く現況とサポートについて
- ① 精神障がい者ソーシャルハウス(クラブハウス)事業がますます重要になります地域の声、現場の意見と行政の知恵をあわせた更なる支援成についてお示しください。
- ② 愛知県半田市障がい者相談支援センターがあります。相談支援委託ですが、半田市障がい者相談支援センターでは、障がいのある方も住みなれた地域でその人らしく暮らし続けて行けるために、地域の人や事業所からの相談にも対応します。又、当事者や地域の課題には、関係機関はもちろんのこと、地域の人と共に考えていきます。このようなサービス等利用計画と基幹相談支援センターの取組また仮称「基幹相談支援事業所」などの設置など委託も検討し将来地域でうけいれが容易になるようにるように計画推進

をしたらいかがでしょうか。

③ 毎月ケア プランを作成するために一人一人に寄り添いサービス等利用計画の報酬についても現場は大変苦労しています。東京都や国に対して単価報酬を要望していただきたいがいかがでしょうか?

また各福祉事務所で計画作成が必要のときサービス等の利用計画の説明会を開いてていねいなわかりやすくしていただいたい。

④ 公的機関での障がい者雇用が進んでいます。更なる雇用のためチャレンジ 就労等の就労の機会をさらに充実できないでしょうか?板橋区の関係施設の清掃委託について障がい者優先調達推進法や区の調達

方針で更なる周知を図ってください。

⑤ 精神障がい者の公的な送迎サービスの利用について窓口がわからないようです丁寧な対応をお願いします。

6 板橋区役所 本庁舎南館改築について

- ① 7階・自然を感じながら散策を楽しむことができる屋上庭園、ウッドデッキの解放された空間はすばらしいです。ただ残念なのは、コンクリートを巻いた柱が何本かありますが安全マットで保護していただきたい。安心安全のうえからもコンクリートのむき出しはいかがなものか、もしお子さんが走ってぶつかたり足がふらついて角にぶつからないとも限りません。
- ② 各部の部長室について、せっかく一望できるようにしたのに、なんでクモリガラスのパーテションで仕切るのか?今は、スケルトンの時代です。地下鉄の車両間の連結ドアでも透視できるように透明ガラスかアクリルを使用しています。映画を観ても部長やキャップの部屋はスケルトンです。部下が一望できるようになっています。大事な用事のお客のときは、ブラインドをおろせば良いのです。とくに防災部の部長室はパーテションの牢屋です。何もさせないのであれば、それもよし。透視、風透視、を良くするのです。そうしても、心は見えないしかし、こころはつながるのです。ブラインド付きスケルトンパーテションの設置にすべきです。以上